# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年12月28日

【計算期間】 第4期

(自 2022年10月25日 至 2023年10月23日)

愛称:ハピネス

【発行者名】 ワイエムアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小河 秀樹

【本店の所在の場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

【事務連絡者氏名】 植田 泰正

【連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町三丁目3番5号

【電話番号】 03-5255-7121

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

# 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式等の中から、未来共創企業の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして、運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

				単位型投信・追加型投信				口型打	设信	追加型投信
商	品	分	類	投	資	対	象	地	域	国内
					投資対象資産(収益の源泉)			気の源	泉)	株式
				投	資	対	象	資	産	株式 一般
属	性	X	分	決		算	頻	į	度	年1回
				投	資	対	象	地	域	日本

#### (注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産 とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨 の記載があるもの

#### (注2)属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載が あるもの

## 商品分類表

1-0 MM 2-3 2-42 E-4		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 <b>内</b> 海 外	<b>姝 式</b> 債 券 不動産投信
追 加 型 投 信	内外	その他資産
		資産複合

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
大工	年1回	グローバル
大中	年2回	( <b>日本</b>
大中	年4回	北米
一大中	年6回	欧州
一大中	(隔月)	アジア
一大中	年12回	オセアニア
一大中	(毎月)	中南米
一大中	日々	アフリカ
一大中	その他	中で中東
	(	・マージング

<sup>(</sup>注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

# 商品分類の定義

	·						
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の					
追加型		追加設定は一切行なわれないファンド					
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ					
		従来の信託財産とともに運用されるファンド					
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいま					
地域		す。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国					
		内の資産を源泉とする旨の記載があるもの					
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的					
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの					
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を					
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの					
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的					
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの					
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的					
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの					
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的					
	<b>F</b> )	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券					
		を源泉とする旨の記載があるもの					
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的					
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする					
, remy		旨の記載があるもの					
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およ					
		びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉					
		とする旨の記載があるもの					
独立区分	MMF (マネー・	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF					
	マネージメント・						
	ファンド)						
	MRF(マネー・	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF					
	リザーブ・ファン						
	ド)						
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480					
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび					
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定					
		する上場証券投資信託					
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨					
		の記載があるもの					
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必					
		要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの					

# 属性区分の定義

	- 72-32		
投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
			る旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
			資する旨の記載があるもの
		格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
		ジットによ	るもの
		る属性	
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資す
			る旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
			ト)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複	合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
			るもの
	資産複	百合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分固定型		いては固定的とする旨の記載があるもの
	資産複	百合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分変更	型	いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
			定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回	(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回	(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
			もの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	ļ	上記属性にあてはまらないすべてのもの

		行IIIII 分积口管
投資対象	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域		源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を
		源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	区欠州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア
		ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があ
		るもの
投資形態	ファミリーファン	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
	۴	にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資す
		るもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファン
	ファンズ	ド・オブ・ファンズ
為替へッ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ
		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす
		旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ
		ざす旨の記載があるもの

ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
	的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは
	逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす
	旨の記載があるもの
条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
	みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還
	価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値
	により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があ
	るもの
ロング・ショート	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求
型/絶対収益追求	をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を
型	めざす旨の記載があるもの
その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ
	にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも
	ග
	条件付運用型 ロング・ショート 型 / 絶対収益追求 型

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ (アドレス https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

## <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

# ファンドの特色



# 未来共創企業の株式等に投資を行ないます。

※株式等にはリート(不動産投資信託)を含みます。

# 未来共創企業とは

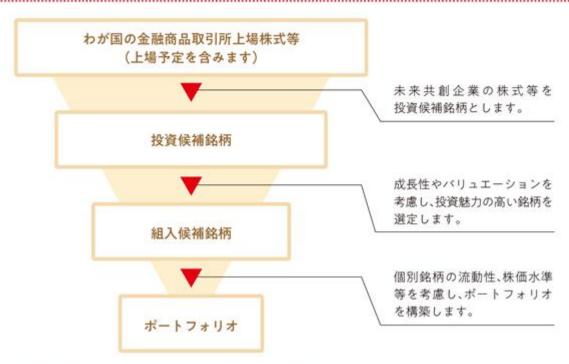
山口フィナンシャルグループの地盤である山口県、広島県、福岡県の持続的な発展に寄与すると 考えられる企業です。

未来共創企業を「地域との関わり方」という切り口から以下の3つに分類します。



※上記はイメージです。

※「ローカル企業」、「グローバル企業」、「イノベーション企業」はワイエムアセットマネジメントが分類したものです。



※投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。



毎年10月23日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配 方針に基づいて収益の分配を行ないます。

# 分配方針

- ●分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ●原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を 決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

# 主な投資制限

- ●株式への投資割合には、制限を設けません。
- ●外貨建資産への投資は、行ないません。

### (2)【ファンドの沿革】

2019年11月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始

2023年11月15日 信託期間を2029年10月23日までから2044年10月21日までに変更

## (3)【ファンドの仕組み】

受益者

### お申込者

収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。

販売会社 受益権の募集の取扱い

一部解約請求に関する事務

収益分配金、償還金、一部解約金の支払い

に関する事務

収益分配金、償還金など お申込金(3)

委託会社

1

ワイエムアセット マネジメント

株式会社

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)( 2)の委託者であり、次の業務を行ないます。

受益権の募集・発行 信託財産の運用指図

信託財産の計算 運用報告書の作成

など

など

運用指図

2

損益 信託金(3)

受託会社

三菱UFJ信託銀行 株式会社 再信託受託会社: 日本マスタートラス

卜信託銀行株式会社

信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など

損益 投資

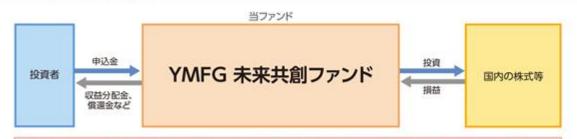
投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式等(上場予定を含みます。) など

- (注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
  - 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
  - 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託 約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
  - 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

# ファンドのしくみ



・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき 等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1の運用が行なわれないことがあります。

- <委託会社の概況(2023年10月末日現在)>
- ・資本金の額 2億円
- ・沿革

2016年 1月 4日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立

2016年 4月14日 投資運用業の登録(登録番号:中国財務局長(金商)第44号)

2017年 8月31日 資本金1億円から2億円へ増資

・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700株	10%

#### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

#### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式等(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- 1. わが国の金融商品取引所上場株式等の中から、山口フィナンシャルグループの地盤である山口県・広島県・福岡県の持続的な発展に寄与すると考えられる企業(以下「未来共創企業」といいます。)の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。
- 2. ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。
  - イ.未来共創企業の株式等を投資候補銘柄とします。
  - 口.投資候補銘柄の中から、成長性やバリュエーションを考慮し、投資魅力の高い銘柄を選定 します。
  - 八. 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
  - 二.投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。
- 3. 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
- 4. デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動及び金利変動により生じるリスクを減ずる目的ならびに投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外に利用しません。
- 5. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備 に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがありま す。

## (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

#### イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) の 、 および に定めるものに限ります。)
- 八. 約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます)。
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有する証券
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもの をいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン

- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

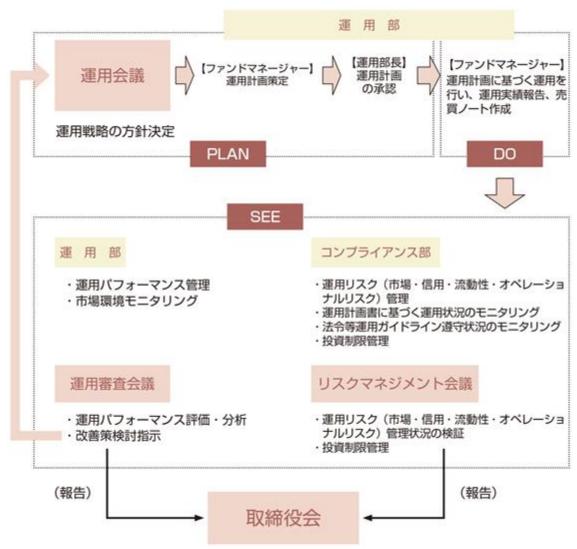
前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### (3)【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織およびその権限と責任を明示するとともに、運用を行なうに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行なうことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。



#### < 受託会社に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受 託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2023年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

### (5)【投資制限】

<約款に定める投資制限>

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

不動産投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する不動産投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲

- イ.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ.前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予 約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託 会社が投資することを指図することができるものとします。
  - 同一銘柄の新株引受権証券等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行ないません。

先物取引等

- イ.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

### スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用 対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取 金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を 行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限 りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。 金利先渡取引
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用 対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をす ることができます。
- 口. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。 信用取引
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻 しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券 について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法 第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会 社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使に より取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5. に定める ものを除きます。)の行使により取得可能な株券

デリバティブ取引等

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

- 有価証券の貸付け
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の1.から3.までの範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 八.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

信用リスク集中回避

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- 口. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその 翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## < その他法令等に定められらた投資制限 >

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### 3【投資リスク】

## (1) 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、 投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益およ び損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。

リートの価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の 変動等の影響を受けます。

#### その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、 ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがありま す。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご 換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合 には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとし て取扱います。

#### (3) その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

· 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。

#### (4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当します。

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査 結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行ないます。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。取締役会 等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したも のです。

右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平 均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、 左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

#### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

#### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

#### YMFG 未来共創ファンド



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合が あります。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に 基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### 各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース) 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

#### 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数の データソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行ないません。また、株式会社野村総 合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因 する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属 します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ グローバル・ディバーシファイド(円ペース)に関する著作権、知的財産権 その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付け時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜 2.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社:ワイエムアセットマネジメント株式会社) サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00~17:00

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。

信託財産留保額ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.100%(税抜1.000%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.480%	年率0.480%	年率0.040%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦 信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用

報告書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の

対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる 消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より 支弁します。

( )「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を 示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

#### 口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

#### 八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時 および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率 で源泉徴収 され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所 得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されませ ん。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、 税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度 の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に 相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を 行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### <注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ( )外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( )上記は、2023年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( )課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

# (2023年10月末日現在)

	資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		1,647,702,950	91.80
	内 日本	1,647,702,950	91.80
投資証券		37,444,000	2.09
	内 日本	37,444,000	2.09
コール・ロ	ーン、その他の資産(負債控除後)	109,717,488	6.11
純資産総額		1,794,864,438	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.主要銘柄の明細

# (2023年10月末日現在)

						( 2020	午10月末日	
		通貨	種類	数量	簿価単価	評価単価	利率(%)	投資
	銘柄名	地域	業種		簿価金額	時価金額	償還期限	比率
		也现	未但	(株)	(円)	(円)	(年/月/日)	10年
1	エフピコ	日本・円	株式	24 000	2,554.00	2,891.00	-	5.48%
1		日本	化学	34,000	86,836,000	98,294,000	-	3.46%
	П÷	日本・円	株式	0 500	8,711.00	9,477.00	-	F 00%
2	日立	日本	電気機器	9,500	82,754,500	90,031,500	-	5.02%
3	テル モ	日本・円	株式	22,000	3,866.00	4,092.00	-	F 03%
3	T	日本	精密機器	22,000	85,052,000	90,024,000	-	5.02%
	コフェフ茨ロ	日本・円	株式	F F00	14,450.00	15,695.00	-	4 04%
4	コスモス薬品	日本	小売業	5,500	79,475,000	86,322,500	-	4.81%
		日本・円	株式		20,355.00	21,555.00	-	
5	シマノ	日本	輸送用機品	4,000	81,420,000	86,220,000	-	4.80%
			器		F 7F0 00	F 007 00		
6	ブリヂストン	日本・円	株式	14,000	5,752.00	5,667.00	-	4.42%
		日本	ゴム製品		80,528,000	79,338,000	-	
7	日産化学	日本・円	株式	12,000	6,308.00	6,095.00	-	4.07%
		日本	化学		75,696,000	73,140,000	-	
8	東ソー	日本・円	株式	37,000	1,802.00	1,837.50	-	3.79%
		日本	化学	,	66,674,000	67,987,500	-	
9	  ユニ・チヤ - ム	日本・円	株式	13,000	5,069.00	5,121.00	-	3.71%
Ľ	,,	日本	化学	,	65,897,000	66,573,000	-	<b>311 1</b> N
		日本・円	株式		9,110.00	9,510.00	-	
10	黒崎播磨	日本	ガラス・ 土石製品	6,800	61,948,000	64,668,000	-	3.60%
	D'#ADU B	日本・円	株式		12,370.00	13,150.00	-	0.00%
11	日清食品HD	日本	食料品	4,500	55,665,000	59,175,000	-	3.30%

ライエムアピットマネンスノト株式去社(E32437) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

12								
	三菱重工業	日本・円		7,400	7,793.00	7,692.00	-	3.17%
<u> </u>		日本	機械	,	57,668,200	56,920,800	-	
13	  武田薬品	日本・円	株式	13,000	4,356.00	4,063.00	-	2.94%
		日本	医薬品	.,	56,628,000	52,819,000	-	
14	エレコム	日本・円		31,000	1,704.00	1,702.00	-	2.94%
		日本	電気機器	,	52,824,000	52,762,000	-	
15	  山 九	日本・円		11,500	5,040.00	4,517.00	-	2.89%
		日本	陸運業	·	57,960,000	51,945,500	-	
		日本・円			1,385.00	1,449.00	-	
16	カカクコム	日本	サービス 業	34,000	47,090,000	49,266,000	-	2.74%
17	  福岡リート	日本・円	投資証券	230	161,100.00	162,800.00	-	2.09%
Ľ		日本	-	200	37,053,000	37,444,000	-	2.00%
		日本・円	株式		2,050.00	1,938.00	-	
18	ユーピーアール	日本	サービス 業	19,000	38,950,000	36,822,000	-	2.05%
		日本・円	株式		661.00	665.00	-	
19	シーティーエス	日本	サービス 業	52,000	34,372,000	34,580,000	-	1.93%
20	力電工	日本・円	株式	7 500	4,443.00	4,485.00	-	4 070/
20	九電工	日本	建設業	7,500	33,322,500	33,637,500	-	1.87%
24	Manatabo	日本・円	株式	27 500	1,188.00	1,200.50	-	1.84%
	MonotaRO	日本	小売業	27,500	32,670,000	33,013,750	-	1.04%
22	積水ハウス	日本・円	株式	11,000	2,840.00	2,939.00	-	1.80%
	付け、ハンス	日本	建設業	11,000	31,240,000	32,329,000	-	1.00%
		日本・円	株式		623.00	645.00	-	
23	e B A S E	日本	情報・通 信業	50,000	31,150,000	32,250,000	-	1.80%
24		日本・円	株式	2 500	11,630.00	11,090.00	-	1.54%
24	ローツェ	日本	機械	2,500	29,075,000	27,725,000	-	1.34%
25	エムビーエス	日本・円	株式	50,900	530.00	540.00	-	1.53%
		日本	建設業	30,900	26,977,000	27,486,000	-	1.33/0
26	ディスコ	日本・円	株式	1,000	28,575.00	26,155.00	-	1.46%
	7177	日本	機械	1,000	28,575,000	26,155,000	-	1.40/0
27	リックス	日本・円	株式	8,000	3,010.00	3,220.00	-	1.44%
	3377	日本	卸売業	0,000	24,080,000	25,760,000	-	1.77/0
		日本・円	株式		4,375.00	4,510.00	-	
28	建設技術研究所	日本	サービス 業	5,500	24,062,500	24,805,000	-	1.38%
$\bot$		日本・円	株式		746.00	742.00	-	
$\vdash$			サービス	26,000	40,000,000	40,000,000		1.07%
29	エラン	日本	業		19,396,000	19,292,000	-	
	エラン 協和キリン	日本・円	業	7,500	2,379.00	2,358.00	-	0.99%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# 口.種類別および業種別投資比率

# (2023年10月末日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	5.59
		食料品	4.04
		繊維製品	0.06
		パルプ・紙	0.08
		化学	19.32
		医薬品	3.93
		石油・石炭製品	0.57
		ゴム製品	4.91
		ガラス・土石製品	3.60
		鉄鋼	0.54
		機械	6.41
		電気機器	7.96
		輸送用機器	5.36
		精密機器	5.02
		陸運業	3.84
		空運業	0.15
		情報・通信業	3.12
		卸売業	1.44
		小売業	6.65
		サービス業	9.23
	小計		91.80
投資証券	国内	投資証券	2.09
	小計		2.09
合 計(対純資産総額比)			93.89

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2023年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1 口当たりの	
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額	
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)	
設定時 (2019年11月22日)	758,826,294	-	1.0000	-	
第1計算期間末 (2020年10月23日)	1,986,836,190	1,986,836,190	1.1046	1.1046	
第2計算期間末 (2021年10月25日)	2,758,904,322	2,758,904,322	1.2643	1.2642	
第3計算期間末 (2022年10月24日)	2,268,982,284	2,268,982,284	1.1667	1.1666	
第4計算期間末 (2023年10月23日)	1,877,954,302	1,877,954,302	1.3010	1.3009	
2022年10月末日	2,303,519,315	-	1.1911	-	
11月末日	2,268,450,153	-	1.2203	-	
12月末日	2,025,655,121	-	1.1575	-	
2023年1月末日	2,057,445,047	-	1.2048	-	
2月末日	2,014,106,962	-	1.2176	-	
3月末日	1,996,761,249	-	1.2344	-	
4月末日	1,994,554,887	-	1.2621	-	
5月末日	1,970,591,834	-	1.2675	-	
6月末日	2,070,153,752	-	1.3432	-	
7月末日	2,071,899,090	-	1.3791	-	
8月末日	2,067,169,240	-	1.3849	-	
9月末日	1,977,963,182	-	1.3541	-	
10月末日	1,794,864,438	-	1.3251	-	

# 【分配の推移】

	1 口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	10.5
第2計算期間	14.5
第3計算期間	7.7
第4計算期間	11.5

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量(口)	発行済数量 ( 口 )
第1計算期間	2,104,666,401	306,045,799	1,798,620,602
第2計算期間	1,059,274,691	675,690,348	2,182,204,945
第3計算期間	319,566,462	556,907,318	1,944,864,089
第4計算期間	47,940,629	549,297,328	1,443,507,390

<sup>(</sup>注)第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

#### (参考情報)運用実績

## YMFG 未来共創ファンド

#### 2023年10月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移

基準価額	13,251円			
純資産総額	17億円			
基準価額の	の騰落率			
期間	ファンド			
1カ月間	-2.1%			
3カ月間	-3.9%			
6カ月間	+5.0%			
1年間	+11.3%			
3年間	+22.7%			
5年間	-			
設定来	+32.5%			

<sup>※</sup>上記の「基準価額の騰落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

# 当初設定日(2019年11月22日)~2023年10月31日



<sup>※「</sup>分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

#### 直近1年間分配金合計額:0円

## 設定来分配金合計額:0円

	決算期	第1期 20年10月	第2期 21年10月	第3期 22年10月	第4期 23年10月				
73	分配金	0円	0円	0円	0円			,	ı

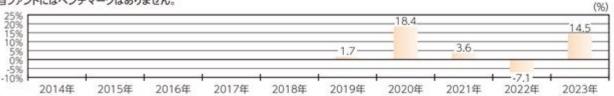
集分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 主要な資産の状況

資産別構成	資産別構成 銘柄数 比率		株式 業種別構成 比率		組入上位10銘柄	東証33業種名	比率	
国内株式	46	91.8%	化学	19.3%	エフピコ	化学	5.5%	
国内株式先物	====	-	サービス業 9.2% 日立製作所 電気機器		電気機器	5.0%		
不動産投資信託等	1	2.1%	電気機器	8.0%	テルモ	精密機器	5.0%	
コール・ローン、その他		6.1%	小売業	6.6%	コスモス薬品	小売業	4.8%	
승計	47	100.0%	機械	6.4%	シマノ	輸送用機器	4.8%	
株式 市場別構成	銘柄数	比率	建設業	5.6%	プリヂストン	ゴム製品	4.4%	
東証プライム	37	86.2%	輸送用機器	5.4%	日産化学	化学	4.1%	
東証スタンダード	7	3.3%	精密機器	5.0%	東ソー	化学	3.8%	
東証グロース	2	2.3%	ゴム製品	4.9%	ユニ・チャーム	化学	3.7%	
その他	77.5	-	<ul><li>その他 21.4% 黒崎播磨 ガラス・土</li></ul>		ガラス・土石製品	3.6%		
승計		91.8%	合計	91.8%	合計		44.7%	

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



<sup>※</sup>ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

<sup>※</sup>比率は、純資産総額に対するものです。
※上記データは、四緒五入の関係で合計の数値と一致しない場合があります。

<sup>※2019</sup>年は設定日(11月22日)から年末、2023年10月31日までの騰落率を表しています。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める 単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料がかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### 2【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

## <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位を もって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。 また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00~17:00

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.ymam.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消すことができる ものとします。

- 一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。
- 一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する 預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後 は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

#### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価( )により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

## ( ) 主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社) サポートダイヤル 083-223-7124 <受付時間> 営業日の9:00~17:00
- ・委託会社のホームページ アドレス http://www.ymam.co.jp/

## (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2019年11月22日から2044年10月21日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託 を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4)【計算期間】

毎年10月24日から翌年10月23日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始さ れるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5)【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
- 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受 託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託約款の変更等

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決 された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益 権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

- 1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ アドレス http://www.ymam.co.jp/
- 3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.ymam.co.jp/

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則 として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権 は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2022年10月25日から2023年10月23日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】 【YMFG 未来共創ファンド】

(1)【貸借対照表】

	第3期 (2022年10月24日現在)	第4期 (2023年10月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	217,302,118	125,160,025
株式	2,017,781,900	1,719,146,600
投資証券	46,603,000	38,664,000
未収入金	1,563,417	2,630,355
未収配当金	16,752,320	14,979,020
流動資産合計	2,300,002,755	1,900,580,000
資産合計	2,300,002,755	1,900,580,000
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,634,801	5,146
未払受託者報酬	1,090,153	900,308
未払委託者報酬	26,165,769	21,609,526
その他未払費用	129,748	110,718
流動負債合計	31,020,471	22,625,698
負債合計	31,020,471	22,625,698
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,944,864,089	1 1,443,507,390
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	324,118,195	434,446,912
(分配準備積立金)	320,022,077	283,571,514
元本等合計	2,268,982,284	1,877,954,302
純資産合計	2,268,982,284	1,877,954,302
負債純資産合計	2,300,002,755	1,900,580,000

# (2)【損益及び剰余金計算書】

営業収益 受取配当金 有価証券売買等損益 その他収益 受託者報酬 支払利息 受託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 会託者報酬 (主教財産) (主			
受取配当金       50,480,050       44,312,120         有価証券売買等損益       230,799,577       209,577,493         その他収益       224       257         営業費用       180,319,303       253,889,870         営業費用       156,973       101,794         受託者報酬       1,090,153       900,308         委託者報酬       26,165,769       21,609,526         その他費用       272,368       224,920         営業費用合計       27,685,263       22,836,548         営業利益又は営業損失()       208,004,566       231,053,322         経常利益又は経常損失()       208,004,566       231,053,322         当期純利益又はとは開植失()       208,004,566       231,053,322         一部解約に伴う当期純利益金額の分配額()       40,177,109       42,022,537         約に伴う当期純利益失金額の分配額()       576,699,377       324,118,195         剩余金増加額又は欠損金減少額       58,842,728       13,230,594         對完金湖少額又は欠損金増加額       143,596,453       91,932,662         当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       143,596,453       91,932,662         分配金       1 -       1 -       1 -			第4期 (自 2022年10月25日 至 2023年10月23日)
有価証券売買等損益 その他収益 224 257 営業収益合計 180,319,303 253,889,870 営業費用 支払利息 受託者報酬 1,090,153 900,308 委託者報酬 26,165,769 21,609,526 その他費用 272,368 224,920 営業費用合計 27,685,263 22,836,548 営業利益又は営業損失() 208,004,566 231,053,322 経常利益又は経常損失() 208,004,566 231,053,322 当期純利益又は当期純損失() 208,004,566 231,053,322 当期純利益又は当期純損失() 208,004,566 231,053,322 当期純利益又は対質検査() 第1前剰余金又は期首欠損金() 第1前剰余金又は期首欠損金() 第20,004,566 231,053,322 第1前利益又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 利余金減少額又は欠損金増加額 143,596,453 91,932,662 分配金 1 - 1 - 1 - 1	営業収益		
その他収益     224     257       営業収益合計     180,319,303     253,889,870       営業費用      156,973     101,794       受託者報酬     1,090,153     900,308       委託者報酬     26,165,769     21,609,526       その他費用     272,368     224,920       営業費用合計     27,685,263     22,836,548       営業利益又は営業損失()     208,004,566     231,053,322       経常利益又は経常損失()     208,004,566     231,053,322       当期純利益又は当期純損失()     208,004,566     231,053,322       一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()     40,177,109     42,022,537       約に伴う当期純損失金額の分配額()     576,699,377     324,118,195       剩余金間加額又は欠損金値が額     58,842,728     13,230,594       對用追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額     58,842,728     13,230,594       剩余金減少額又は欠損金増加額     143,596,453     91,932,662       当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額     143,596,453     91,932,662       分配金     1 -     1 -     1 -	受取配当金	50,480,050	44,312,120
営業収益合計     180,319,303     253,889,870       営業費用     156,973     101,794       受託者報酬     1,090,153     900,308       委託者報酬     26,165,769     21,609,526       その他費用     272,368     224,920       営業費用合計     27,685,263     22,836,548       営業利益又は営業損失()     208,004,566     231,053,322       経常利益又は経常損失()     208,004,566     231,053,322       当期純利益又は当期純損失()     208,004,566     231,053,322       一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う到納組養金額の分配額又は一部解約に伴う到納組養金額の分配額又は一部解約に伴う到納組養の分配額()     40,177,109     42,022,537       約方6,699,377     324,118,195     324,118,195       剩余金増加額又は欠損金減少額     58,842,728     13,230,594       到第追加信託に伴う剰余金増加額     143,596,453     91,932,662       剩余金減少額又は欠損金増加額     143,596,453     91,932,662       分配金     1 -     1 -     1 -	有価証券売買等損益	230,799,577	209,577,493
営業費用       支払利息       156,973       101,794         受託者報酬       1,090,153       900,308         委託者報酬       26,165,769       21,609,526         その他費用       272,368       224,920         営業費用合計       27,685,263       22,836,548         営業利益又は営業損失()       208,004,566       231,053,322         経常利益又は経常損失()       208,004,566       231,053,322         当期純利益又は当期純損失()       208,004,566       231,053,322         一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()       40,177,109       42,022,537         約完金増加額又は欠損金()       576,699,377       324,118,195         剩余金増加額又は欠損金減少額       58,842,728       13,230,594         對第金減少額又は欠損金増加額       143,596,453       91,932,662         對用一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       143,596,453       91,932,662         分配金       1 -       1 -	その他収益	224	257
支払利息       156,973       101,794         受託者報酬       1,090,153       900,308         委託者報酬       26,165,769       21,609,526         その他費用       272,368       224,920         営業費用合計       27,685,263       22,836,548         営業利益又は営業損失()       208,004,566       231,053,322         経常利益又は経常損失()       208,004,566       231,053,322         当期純利益又は当期純損失()       208,004,566       231,053,322         一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()       40,177,109       42,022,537         期前剩余金又は期首欠損金()       576,699,377       324,118,195         剩余金增加額又は欠損金減少額       58,842,728       13,230,594         到余金減少額又は欠損金増加額       143,596,453       91,932,662         当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       143,596,453       91,932,662         分配金       1 -       1 -       1 -	営業収益合計	180,319,303	253,889,870
受託者報酬 1,090,153 900,308 委託者報酬 26,165,769 21,609,526 その他費用 272,368 224,920 営業費用合計 27,685,263 22,836,548 営業利益又は営業損失() 208,004,566 231,053,322 経常利益又は経常損失() 208,004,566 231,053,322 当期純利益又は当期純損失() 208,004,566 231,053,322 当期純利益又は当期純損失() 40,177,109 42,022,537 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 576,699,377 324,118,195 剰余金増加額又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 動業金減少額又は欠損金増加額 143,596,453 91,932,662 分配金 1 - 1 -	営業費用		
委託者報酬26,165,76921,609,526その他費用272,368224,920営業費用合計27,685,26322,836,548営業利益又は営業損失()208,004,566231,053,322経常利益又は経常損失()208,004,566231,053,322当期純利益又は当期純損失()208,004,566231,053,322一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()40,177,10942,022,537約に伴う当期純損失金額の分配額()576,699,377324,118,195剩余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594剩余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662分配金1 -1 -	支払利息	156,973	101,794
その他費用272,368224,920営業費用合計27,685,26322,836,548営業利益又は営業損失()208,004,566231,053,322経常利益又は経常損失()208,004,566231,053,322当期純利益又は当期純損失()208,004,566231,053,322一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()40,177,10942,022,537期首剰余金又は期首欠損金()576,699,377324,118,195剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594剩余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662分配金1 -1 -	受託者報酬	1,090,153	900,308
営業費用合計27,685,26322,836,548営業利益又は営業損失()208,004,566231,053,322経常利益又は経常損失()208,004,566231,053,322当期純利益又は当期純損失()208,004,566231,053,322一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()40,177,10942,022,537期首剰余金又は期首欠損金()576,699,377324,118,195剩余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額58,842,72813,230,594剩余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662分配金1 -1 -	委託者報酬	26,165,769	21,609,526
営業利益又は営業損失()208,004,566231,053,322経常利益又は経常損失()208,004,566231,053,322当期純利益又は当期純損失()208,004,566231,053,322一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()40,177,10942,022,537期首剰余金又は期首欠損金()576,699,377324,118,195剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662分配金1 - 1 - 1 - 1	その他費用	272,368	224,920
経常利益又は経常損失( ) 208,004,566 231,053,322 当期純利益又は当期純損失( ) 208,004,566 231,053,322 - 部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 40,177,109 42,022,537 約に伴う当期純損失金額の分配額( ) 第首剰余金又は期首欠損金( ) 576,699,377 324,118,195 利余金増加額又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 額 143,596,453 91,932,662 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 143,596,453 91,932,662 分配金 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	営業費用合計	27,685,263	22,836,548
当期純利益又は当期純損失( )208,004,566231,053,322一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )40,177,10942,022,537期首剰余金又は期首欠損金( )576,699,377324,118,195剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594剩余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額143,596,45391,932,662分配金1 -1 -	営業利益又は営業損失( )	208,004,566	231,053,322
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()40,177,10942,022,537期首剰余金又は期首欠損金()576,699,377324,118,195剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594剩余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662分配金1 -1 -	経常利益又は経常損失( )	208,004,566	231,053,322
約に伴う当期純損失金額の分配額( ) 40,177,109 42,022,537 期首剰余金又は期首欠損金( ) 576,699,377 324,118,195 剰余金増加額又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 58,842,728 13,230,594 剰余金減少額又は欠損金増加額 143,596,453 91,932,662 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 143,596,453 91,932,662 分配金 1 - 1 -	当期純利益又は当期純損失( )	208,004,566	231,053,322
剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額58,842,72813,230,594剰余金減少額又は欠損金増加額143,596,45391,932,662当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額143,596,45391,932,662分配金1 - 1 - 1 - 1		40,177,109	42,022,537
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 分配金 13,230,594 143,596,453 91,932,662 1 - 1 - 1 -	期首剰余金又は期首欠損金()	576,699,377	324,118,195
額 剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 分配金 143,596,453 143,596,453 143,596,453 143,596,453 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	剰余金増加額又は欠損金減少額	58,842,728	13,230,594
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 143,596,453 91,932,662 分配金 1 - 1 - 1 -		58,842,728	13,230,594
額   143,596,453   91,932,662     分配金   1 - 1 -	剰余金減少額又は欠損金増加額	143,596,453	91,932,662
		143,596,453	91,932,662
期末剰余金又は期末欠損金( ) 324,118,195 434,446,912	分配金	1 -	1 -
	期末剰余金又は期末欠損金( )	324,118,195	434,446,912

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	第4期 (自 2022年10月25日 至 2023年10月23日)	
1 .	有価証券の評価基準及び評 価方法	(1)株式	
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場 (最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金 融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
		(2)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場 (最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金 融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2 .	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、確定 配当金額又は予想配当金額を計上しております。	
3 .	その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	計算期間末日 2022年10月23日が休日のため、前計算期間末日を2022年10月 24日としております。このため、当計算期間は364日となって おります。	

# (貸借対照表に関する注記)

(	(SCIANIM POPENT CITED)				
区分		$\nabla$ $\wedge$	第3期	第4期	
		<b>区</b> 万	(2022年10月24日現在)	(2023年10月23日現在)	
1 .	1	期首元本額	2,182,204,945円	1,944,864,089円	
		期中追加設定元本額	319,566,462円	47,940,629円	
		期中一部解約元本額	556,907,318円	549,297,328円	
2 .		計算期間末日におけ る受益権の総数	1,944,864,089□	1,443,507,390□	

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期	第4期
区分	(自 2021年10月26日	(自 2022年10月25日
	至 2022年10月24日)	至 2023年10月23日)
1. 1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(20,905,076円)、解約に	額(36,397,152円)、解約に
	伴う当期純利益金額分配後の	伴う当期純利益金額分配後の
	有価証券売買等損益から費用	有価証券売買等損益から費用
	を控除し、繰越欠損金を補填	を控除し、繰越欠損金を補填
	した額(0円)、投資信託約	│した額(16,728,572円)、投│
	款に規定される収益調整金	資信託約款に規定される収益
	(133,106,697円)及び分配	調整金(150,875,398円)及
	準備積立金(299,117,001	び分配準備積立金
	円)より分配対象額は	(230,445,790円)より分配
	453,128,774円(1口当たり	対象額は434,446,912円(1口
	0.232987円)であります。分	当たり0.300966円)でありま
	配は行っておりません。	す。分配は行っておりませ
		ん。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第3期	第4期
区分	(自 2021年10月26日	(自 2022年10月25日
	至 2022年10月24日)	至 2023年10月23日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載商でおります。これらの金融のおります。これらの金融のよりは、市場リスクは、市場リスクは、為替変動、高田リスクであります。	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理 体制	取引の執行・管理について は、取引権限及び取引限度額 等を定めた社内ルールに従 い、資金担当部門が決済担当 者の承認を得て行っておりま す。	同左
4. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

# 金融商品の時価等に関する事項

	区 分	第3期	第4期
1	-	(2022年10月24日現在)	(2023年10月23日現在)
1 .	貸借対照表計上額と時価と の差額	金融商品は全て時価で計上さ   れているため、貸借対照表計	同左 
	0) <u>T IX</u>	上額と時価との差額はありま	
		せん。	
	<b>吐佐の笠皇</b> とは	/ 4 \ 左/巫红 <del>光</del>	
2 .	時価の算定方法	(1)有価証券   重要な会計方針に係る事項に	同左 
		望安な芸計力がにはる事項に   関する注記に記載しておりま	
		す。	
		(2)上記以外の金融商品	
		これらは短期間で決済される	
		ため、時価は帳簿価額にほぼ	
		等しいことから、当該帳簿価     額を時価としております。	

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期	第4期		
	(2022年10月24日現在)	(2023年10月23日現在)		
	当計算期間の損益に含まれた評	当計算期間の損益に含まれた評		
	価差額(円)	価差額(円)		
株式	181,623,487	101,831,205		
投資証券	1,739,792	96,000		
合計	183,363,279	101,927,205		

## (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期	第4期
(2022年10月24日現在)	(2023年10月23日現在)
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第3期	第4期
(自 2021年10月26日	(自 2022年10月25日
至 2022年10月24日)	至 2023年10月23日)
該当事項はありません。	同左

# (1口当たり情報)

	第3期	第4期	
	(2022年10月24日現在)	(2023年10月23日現在)	
1口当たり純資産額	1.1667円	1.3010円	
(1万口当たり純資産額)	(11,667円)	(13,010円)	

# (4)【附属明細表】

# 有価証券明細表

# イ.株式

イ・株式 銘柄名	数量 (株)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	備考
エムビーエス	51,200	530.00	27,136,000	
積水ハウス	12,000	2,840.00	34,080,000	
九電工	8,500	4,443.00	37,765,500	
三晃金属	1,500	4,080.00	6,120,000	
カルビー	4,600	2,706.00	12,447,600	
カカクコム	34,000	1,385.00	47,090,000	
日清食品 H D	5,000	12,370.00	61,850,000	
MonotaRO	27,500	1,188.00	32,670,000	
コスモス薬品	6,000	14,450.00	86,700,000	,
自 重 堂	100	10,170.00	1,017,000	'
デジタルハーツHLDGS	15,000	884.00	13,260,000	
e B A S E	50,000	623.00	31,150,000	
大石産業	700	2,049.00	1,434,300	
日産化学	12,200	6,308.00	76,957,600	
東ソー	40,000	1,802.00	72,080,000	
協和キリン	7,500	2,379.00	17,842,500	
日本ゼオン	12,000	1,501.50	18,018,000	
ダイキョーニシカワ	16,000	750.00	12,000,000	
シーティーエス	52,000	661.00	34,372,000	
アイキューブドシステムズ	10,400	1,415.00	14,716,000	
武田薬品	15,000	4,356.00	65,340,000	
テルモ	23,000	3,866.00	88,918,000	
出光興産	4,000	3,253.00	13,012,000	
ブリヂストン	15,000	5,752.00	86,280,000	
西川ゴム工業	7,000	1,320.00	9,240,000	
黒崎播磨	7,100	9,110.00	64,681,000	
日本製鉄	3,000	3,144.00	9,432,000	
エラン	26,000	746.00	19,396,000	
ディスコ	1,100	28,575.00	31,432,500	
やまびこ	4,000	1,373.00	5,492,000	
ローツェ	2,800	11,630.00	32,564,000	
日立	9,700	8,711.00	84,496,700	
エレコム	33,000	1,704.00	56,232,000	
日東電工	2,200	9,348.00	20,565,600	
三菱重工業	7,600	7,793.00	59,226,800	
テノ・ホールディングス	2,000	499.00	998,000	
ユーピーアール	19,200	2,050.00	39,360,000	,
マッダ	7,000	1,501.50	10,510,500	
シマノ	4,200	20,355.00	85,491,000	
リックス	8,300	3,010.00	24,983,000	
エフピコ	35,000	2,554.00	89,390,000	,
ユニ・チヤ - ム	14,000	5,069.00	70,966,000	
<u></u>	13,000	5,040.00	65,520,000	
九州旅客鉄道	6,000	3,002.00	18,012,000	
スターフライヤー	1,000	2,651.00	2,651,000	
	.,000	_ ,	_, _ , ,	

EDINET提出書類 ワイエムアセットマネジメント株式会社(E32437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合計 642	1,719,146	600
--------	-----------	-----

## 口.株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	福岡リート	240	38,664,000	
投資証券 合計			38,664,000	
合計			38,664,000	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

# (2023年10月末日現在)

資産総額	1,796,649,559円
負債総額	1,785,121円
純資産総額( - )	1,794,864,438円
発行済数量	1,354,529,237
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.3251円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

## (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

### (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- a. 資本金の額

2023年10月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

#### イ・ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書をファンド設定会議において審議します。

### 口. 運用会議

運用部長が議長となり、運用部門の役職員で構成する運用会議を原則として月1回開催し、運 用戦略の方針および運用審査会議にて指示を受けた改善策の策定について協議し決定します。

### 八.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された運用戦略の方針等にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 二.運用審査会議

運用部長が議長となり、取締役および各部長で構成する運用審査会議を原則として月1回開催し、ファンドの運用実績、運用パフォーマンスの分析・評価および運用会議で決定した運用戦略・対応策の効果検証等について報告を受けたうえで、必要に応じて改善対応の要否について審議し、改善策の検討を指示します。

### ホ.リスクマネジメント会議

コンプライアンス部長が議長となり、取締役および各部長で構成するリスクマネジメント会議を原則として月1回開催し、ファンドの運用リスク管理状況およびコンプライアンス遵守状況等について報告を受け、重要事項について審議することにより、運用行動等に対する牽制を図るとともに業務の適切性を確保します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。

2023年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	6	31,124,302,310
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	6	31,124,302,310

#### 3【委託会社等の経理状況】

- (1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
  - また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度に係る中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	175,275	201,100
前払費用	1,499	1,540
未収委託者報酬	70,339	68,021
未収収益	0	0
流動資産合計	247,114	270,662
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	1 0	1 0
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	254,605	278,153

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	603	641
未払金	33,459	32,242
未払代行手数料	32,557	31,308
その他未払金	902	934
未払費用	8,676	7,842
未払法人税等	6,589	4,807
未払消費税等	3,619	2,393
流動負債合計	52,947	47,928
負債の部合計	52,947	47,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	148,341	119,774
繰越利益剰余金	148,341	119,774
利益剰余金合計	148,341	119,774
株主資本合計	201,658	230,225
純資産の部合計	201,658	230,225
負債及び純資産の部合計	254,605	278,153

# (2)【損益計算書】

	(自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
	至 2022年3月31日)	主 2020年3月31日)
委託者報酬	282,267	294,228
- 営業収益計	282,267	294,228
_ 営業費用		
代行手数料	135,071	142,559
外注費	9,253	9,225
通信費	36,242	36,753
印刷費	10,611	9,812
広告宣伝費	1,692	2,116
諸会費	807	847
- 営業費用計	193,678	201,315
- 一般管理費		
給料手当	1 42,128	1 38,842
支払手数料	3,096	4,544
地代家賃	7,886	7,886
租税公課	3,177	3,193
諸経費	3,700	4,153
一般管理費計	59,989	58,619
	28,600	34,292
受取利息	1	1
雑収入	2	0
一 営業外収益計	3	2
	28,603	34,294
税引前当期純利益	28,603	34,294
- 法人税、住民税及び事業税 -	4,900	5,727
- 法人税等合計	4,900	5,727
当期純利益	23,703	28,567

# (3)【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
			資本輔	創余金	利益乗	創余金		純資産
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	紀貝座 合計	
			貝平竿開立   	合計	繰越利益 剰余金	合計		
<b>*</b>	期首残高	200,000	150,000	150,000	172,045	172,045	177,954	177,954
<b>*</b>	期変動額							
	当期純利益				23,703	23,703	23,703	23,703
当	期変動額合計				23,703	23,703	23,703	23,703
<b></b>	·期末残高	200,000	150,000	150,000	148,341	148,341	201,658	201,658

# 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本							
			資本兼	制余金	利益乗			4. 次 立
		資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計
			貝平竿開立	合計	繰越利益 剰余金	合計		
벌	<b>斯首残高</b>	200,000	150,000	150,000	148,341	148,341	201,658	201,658
<b>≝</b>	期変動額							
	当期純利益				28,567	28,567	28,567	28,567
븰	期変動額合計				28,567	28,567	28,567	28,567
7	期末残高	200,000	150,000	150,000	119,774	119,774	230,225	230,225

### 注記事項

### (重要な会計方針)

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

### (会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、この変更による財務諸表に与える影響はありません。

### (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) (単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
建物附属設備	5,439	5,439
工具器具備品	997	997

### (損益計算書関係)

1 関係会社との取引 (単位:千円)

対かなにしりれり		(+12.111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月 1日	(自 2022年4月 1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	42,128	38,842
出向者人件費当社負担額	42,128	38,842

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には 計上されておりません。

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

## (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿 価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

# (税効果会計関係)

# 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		(単位:千円)
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	44,311	39,366
減価償却超過額	1,108	934
一括償却資産の損金不算入額	38	80
賞与引当金	1,084	866
 繰延税金資産小計	46,543	41,248
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	44,311	39,366
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,231	1,882
評価性引当額小計	46,543	41,248
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

## (注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	ı	ı	ı	20,531	6,303	17,475	44,311
評価性引当額	-	-	-	20,531	6,303	17,475	44,311
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 当事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	15,586	6.303	-	17,475	39,366
評価性引当額	ı	ı	15,586	6,303	ı	17,475	39,366
繰延税金資産	ı	•	ı	-	ı	ı	

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該

差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)		
法定実効税率	30.46%	30.46%		
(調整)				
繰越欠損金控除	14.96%	14.41%		
住民税均等額	2.05%	1.71%		
評価性引当額の増減	0.42%	1.06%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.13%	16.70%		

### (セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
- (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略して おります。

(2)地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略 しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を 省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
- (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略して おります。

(2)地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略 しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を 省略しております。

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

 		-				-				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株) 山 口 フィナン シャルグ ループ	下関市竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	84,257	未払費用	3,570

### 条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。
- (注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれて おります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山 口 フィナン シャルグ ループ	下関市	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	77,684	未払費用	2,848

### 条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。
- (注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれて おります。
- (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社	D親会社 (株)山口銀 下関市 2000 2000 投	投信の販	投信代行手 数料(注1)	49,763	未払代行 手数料	12,821				
を持つ会社	行	竹崎町	10,005	銀行業		売委託	預金(注2)	(平均残高) 165,861	預金	174,954
同一の親会社 を持つ会社	(株)もみじ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業		投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	22,262	未払代行 手数料	4,685
同一の親会社 を持つ会社	ワイエム 証券(株)	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業		投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	57,305	未払代行 手数料	13,587
同一の親会社 を持つ会社	三友(株)	下関市 竹崎町	50	不動産業		事務所の 賃借	賃借料の支 払(注1)	7,490	敷金	7,490

### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社	(株)山口銀	下関市	10,005	銀行業		投信の販	投信代行手 数料(注1)	46,014	未払代行 手数料	11,889
を持つ会社	を持つ会社 行	竹崎町 10,000	10,005			売委託	預金(注2)	(平均残高) 191,762	預金	200,467
同一の親会社を持つ会社	(株) もみじ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業		投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	26,417	未払代行 手数料	6,173
同一の親会社 を持つ会社	ワイエム 証券(株)	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業		投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	64,361	未払代行 手数料	11,715
同一の親会社 を持つ会社	三友㈱	下関市 竹崎町	50	不動産業		事務所の 賃借	賃借料の支 払(注1)	7,490	敷金	7,490

### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれて おります。

### 2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株山口フィナンシャルグループ(東証プライム市場に上場)

### (1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月 1日	(自 2022年4月 1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	28,808.29円	32,889.30円
1 株当たり当期純利益金額	3,386.22円	4,081.01円

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
  - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益 (千円)	23,703	28,567
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	23,703	28,567
普通株式の期中平均株式数(株)	7,000	7,000

EDINET提出書類 ワイエムアセットマネジメント株式会社(E32437) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中間財務諸表

# (1)中間貸借対照表

(単位:千円) 当中間会計期間 (2023年9月30日) 資産の部 流動資産 預金 198,802 前払費用 2,636 未収委託者報酬 83,223 未収収益 0 流動資産合計 284,663 固定資産 有形固定資産 建物附属設備 0 工具器具備品 0 有形固定資産合計 1 0 無形固定資産 無形固定資産合計 投資その他の資産 敷金 7,490 投資その他の資産合計 7,490 固定資産合計 7,490 資産の部合計 292,153

	当中間会計期間 (2023年9月30日)
負債の部	(2023   07300 円)
流動負債	
預り金	1,550
未払金	40,219
未払代行手数料	39,093
その他未払金	1,126
未払費用	9,550
未払法人税等	1,746
未払消費税等	2,058
流動負債合計	55,125
負債の部合計	55,125
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	112,971
繰越利益剰余金	112,971
利益剰余金合計	112,971
株主資本合計	237,028
純資産の部合計	237,028
負債及び純資産の部合計	292,153

# (2)中間損益計算書

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
営業収益	至 2023年9月30日)
委託者報酬	146,282
営業収益計	146,282
営業費用	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
代行手数料	70,864
外注費	4,450
通信費	18,480
印刷費	5,223
広告宣伝費	867
諸会費	435
営業費用計	100,321
一般管理費	
役員報酬	7,430
給料手当	29,659
支払手数料	2,771
地代家賃	3,943
租税公課	1,404
諸経費	2,375
一般管理費計	47,585
営業損失	1,624
営業外収益	
受取利息	1
維収入	0
営業外収益計	1
経常損失	1,622
税引前中間純損失	1,622
法人税、住民税及び事業税	2,526
法人税等還付税額	5,899
法人税等合計	8,426
中間純利益	6,803

## (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

		株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金			<b>が次立</b>
		資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	純資産     合計
当	期首残高	200,000	150,000	150,000	119,774	119,774	230,225	230,225
当中間期変動額								
	中間純利益				6,803	6,803	6,803	6,803
当中間期変動額合計					6,803	6,803	6,803	6,803
当中間期末残高		200,000	150,000	150,000	112,971	112,971	237,028	237,028

## 注記事項

# (重要な会計方針)

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物付属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

## (中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

(単位:千円)当中間会計期間<br/>(2023年9月30日)建物附属設備5,439工具器具備品997

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期	当中間会計期	当中間会計期	当中間会計期	摘要
イ木エトリノ作里共	首株式数	間増加株式数	間減少株式数	間末株式数	桐安
普通株式	7,000株			7,000株	

### (金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
  - (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、 記載を省略しております。

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
  - 欧コ争項はのうなと70。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
1 株当たり純資産額	33,861.19円
1株当たり中間純利益金額	971.89円

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
  - 2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益 (千円)	6,803
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	6,803
普通株式の期中平均株式数(株)	7,000

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこ と。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

#### a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額: 324,279百万円(2023年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位:百万円 (2023年3月末日現在)	事業の内容
株式会社山口銀行	10,005	
株式会社もみじ銀行	10,000	銀行法に基づき銀行業を営んでい     ます。
株式会社北九州銀行	10,000	67.
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金
大和証券株式会社	100,000	融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部 解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### < 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額:10,000百万円(2023年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信

託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管すること

を目的とします。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

2022年10月26日 有価証券届出書の訂正届出書

2023年 1 月13日有価証券報告書2023年 7 月14日半期報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

ワイエムアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

ワイエムアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 與 直業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているYMFG 未来共創ファンドの2022年10月25日から2023年10月23日までの計算期間の財務 諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YMFG 未来共創ファンドの2023年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

#### 利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月7日

ワイエムアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直業 務 執 行 社 員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務 諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成 及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。